

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年10月12日

公益社団法人 岩手県農業公社  
理事長 小原敏文

## 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 WEB会議システム業務 一式
- (2) 調達件名の特質等 物品購入仕様書のとおり。
- (3) 納入期限 令和2年10月30日(金)
- (4) 納入場所 本社(盛岡市神明町7番5号パルソビル3階)  
花巻事務所(花巻市二枚橋町南一丁目46番3号)
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者(再生計画認可の決定を受けている者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(再生計画認可の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和2・3・4年度競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
- (4) 岩手県内に本社(支店)を有する者又は県外に本社(本店)を有しているが県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有していること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (6) 当該購入物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。
- (7) 当該購入物品については、仕様書に記載のある対象機器を納入すること。
- (8) 当該物品に係る入手、搬入、設置、接続を落札金額内で全て行うこと。
- (9) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をい

う。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

### 3 契約条項を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号 020-0884 岩手県盛岡市神明町7番5号パルソビル3階

公益社団法人 岩手県農業公社総務部総務課担当電話番号 019-651-2181

(郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。また、公益社団法人岩手県農業公社のホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能であること。)

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年10月16日(金)午後2時00分 公益社団法人岩手県農業公社4階公会議室

### 4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明者に示す必要書類等を令和2年10月15日(木)午後12時までに3(1)の場所に提出しなければならない。

なお、郵送等による提出も認めるが令和2年10月15日(木)午後12時を必着とする。郵送業者等による遅延を認めないため、提出期限に注意すること。

また、入札日の前日までの間において岩手県農業公社理事長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加(3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 財務処理規程第21条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 支払条件 当該業務を履行完了後、請求を受けた日から30日以内に手形にて支払いとする。(サイト60日)

(9) 「契約に係る指名停止に関する申立書」を提出すること。

(10) その他 詳細は入札説明書による。